

第2節 環境配慮のための基盤づくり

1 規制的手法

(1) 法令等の制度

事業活動等における環境保全上の障害防止の手段として、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係る規制や自然公園法に基づく開発行為の規制など、法令等に基づく規制的手法は行政の基本的な手法の一つとなっている。

県では、公害防止条例や自然環境保全条例等を制定しており、よりきめ細かい対応を行っている。

また、炭化水素類の排出を抑制するための「タンクローリーに係る炭化水素類排出抑制対策推進要綱」を平成10年1月5日から施行している。

(2) 行政指導等

県では、許認可等において関与する様々な規制的な手続きに際して、環境保全の観点から所要の調整を実施している。また、各種事業等の実施の基盤となる各種計画策定などに際しても、環境の保全の観点から所要の調整を行っている。

ア 許認可等に際しての環境配慮の行政指導

森林法に基づく林地開発の許可や国土利用計画法に基づく土地売買等の届出など、県が関与する許認可等の手続に際しては、環境汚染の未然防止の観点から、所要の調整を行っている。

イ 計画策定等に係る環境配慮

上位計画・政策における環境配慮については、県環境基本条例で、県の施策の策定等に当たっての環境配慮を規定している。

このため、県では、計画や政策の策定に当たって環境への配慮が行われるよう、土地利用基本計画や都市計画等の計画策定などに際して、環境の保全の見地から所要の調整を行っている。

これらの行政指導等の平成9年度の状況は表3-5-3のとおりである。

2 環境影響評価

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある開発事業等の計画策定や実施に際して、その環境影響について、事前に十分な調査、予測および評価を行い、その結果を公表して、地域住民の意見を聴いた上で、地域の環境に配慮した適切な環境保全対策を講じようとするものであり、環境汚染の未然防止のための重要かつ有効な手段である。

環境影響評価は、国においては、閣議決定による環境影響評価実施要綱、公有水面埋立法などの個別法および各省庁通達等に基づき実施されている。本県では、環境基本条例に基づいてその推進を図ることとしており、平成4年から「福井県環境影響評価要綱」を施行している。この要綱では、国要綱等の制度では対象となっていない事業の追加と事後監視等の手続を追加し、十分な環境配慮が必要な大規模な事業について、環境面から適切に誘導することとしている。

表 3-5-3 各種計画策定および許認可等に際しての環境配慮の調整件数

計画策定等に 係る 環境配慮	・国土利用計画法に基づく土地利用基本計画変更に係る事前協議	1
	・国土利用計画法に基づく国土利用計画に係る事前協議	1
環境配慮	・都市計画法に基づく都市計画区域の指定および変更に係る事前協議	1
	・農業農村整備環境対策指針の策定に係る事前協議	1
	小 計	4
許認可等に際しての 環境配慮の行政指導	・国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る事前協議	35
	・福井県土地利用指導要綱に基づく土地取得事前協議に係る協議	1
	・森林法に基づく林地開発許可申請・連絡調整に係る事前協議	2
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設設置届出等に係る事前協議	10
	・採石法に基づく岩石採取計画認可申請に係る事前協議	9
	・砂利採取法に基づく砂利採取・洗浄計画等認可申請に係る事前協議	52
	・温泉法に基づく温泉掘さく・温泉動力装置許可申請に係る事前協議	7
	・墓地・埋葬等に関する法律に基づく墓地等経営許可申請に係る事前協議	1
	小 計	117
合 計	121	

本県の要綱の手續および対象としている事業は、図 3-5-4 および表 3-5-5 のとおりである。

(1) 環境影響評価の審査

平成 9 年度には、国の環境影響評価実施要綱に基づく土地区画整理事業に係る環境影響評価が実施されており、県としてこれらに対して審査を行っている。

平成 9 年度に実施した審査案件についての環境保全の見地からの意見の概要は次のとおりである。

環境保全の見地からの意見の概要

- ・ 沿道住居への自動車走行による騒音等の防止対策
- ・ 工業地に隣接する住居地における騒音等の防止対策
- ・ 事業と下水道整備との調整
- ・ 公園の整備に際しての緑地整備への配慮
- ・ 工事中の濁水対策
- ・ 工事中の大気汚染および騒音等の防止対策 他

このほか、「公有水面埋立法」など個別法に基づく環境影響評価の実施について審査指導を行っている。(表 3-5-6)

(2) 環境影響評価の事後監視

環境影響評価が実施された事業については、予測の不確実性等を考慮して、影響の重大性や不確実性の程度に応じた、工事中や供用時の環境の状態や環境への負荷の状態、環境保全対策の効果を調査し、その結果に応じた必要な対策を講ずることが重要である。このため、県要綱では、事後監視を規定し、その結果について県が事業者から報告を受けるとともに、職員による立入調査や必要に応じて対策の指示ができることとなっている。

この事後監視として、稼働している原子力発電所および火力発電所については周辺海域における水温の水質状況や大気汚染物質の排出状況等について、また、現在建設中の火力発電所については工事の進捗状況と騒音等の状況について、環境保全対策を実施中のLNG基地についてはその実施状況について、報告を求めている。また、これらの事業に対しては、県として、立入調査等を適宜実施し、環境保全対策等の実施状況を確認している。

表3-5-4 福井県環境影響評価要綱対象事業

事業の種類	規模等の要件
1 道路	①高速自動車国道の新設、改築 ②4車線以上で10km以上の道路の新設、延長、拡幅
2 ダム 河川工事	①湛水面積200ha以上のダム新築 ②湛水面積100ha以上の堰の新築、改築 ③土地改変面積100ha以上の湖沼開発、放水路新築
3 鉄道	新幹線鉄道の建設、改良
4 飛行場	滑走路2,000m以上の飛行場の新設、2,000m以上の滑走路増設、500m以上の滑走路延長（延長後2,000m以上のものに限る。）
5 埋立、干拓	①面積50haを超える公有水面埋立、干拓 ②面積50haを超える土地改良事業としての埋立、干拓
6 土地区画 整理事業	面積100ha以上の土地区画整理事業
7 流通業務 用地造成	面積100ha以上の流通業務用地の造成
8 住宅用地 造成	面積100ha以上の住宅用地の造成
9 工業用地 造成	面積50ha以上の工業用地の造成
10 農用地造成	面積500ha以上の農用地の造成
11 発電所	発電所の新設、増設（火力15万kW以上、地熱1万kW以上、水力3万kW以上、原子力）
12 工場等の 建設	原料もしくは燃料の使用量が重油換算10kℓ/時以上または排水量が10,000m ³ /日以上以上の工場等の新設、増設
13 廃棄物処理 施設	①処理能力100t/日以上一般廃棄物焼却施設の新設、増設 ②処理能力100kℓ/日以上し尿処理施設の新設、増設 ③新設、増設後の面積5ha以上または容積25万m ³ 以上の廃棄物最終処分場
14 レクリエー ション施設	①面積50ha以上のゴルフ場、スキー場用地造成 ②面積50ha以上の運動・レジャー施設用地造成 ③面積50ha以上の公園事業による施設用地造成
15 その他の 事業	1～14の対象事業以外の事業で、環境に及ぼす影響が対象事業と同等以上と知事が認定するもの

図3-5-5 福井県環境影響評価要綱の手続の流れ

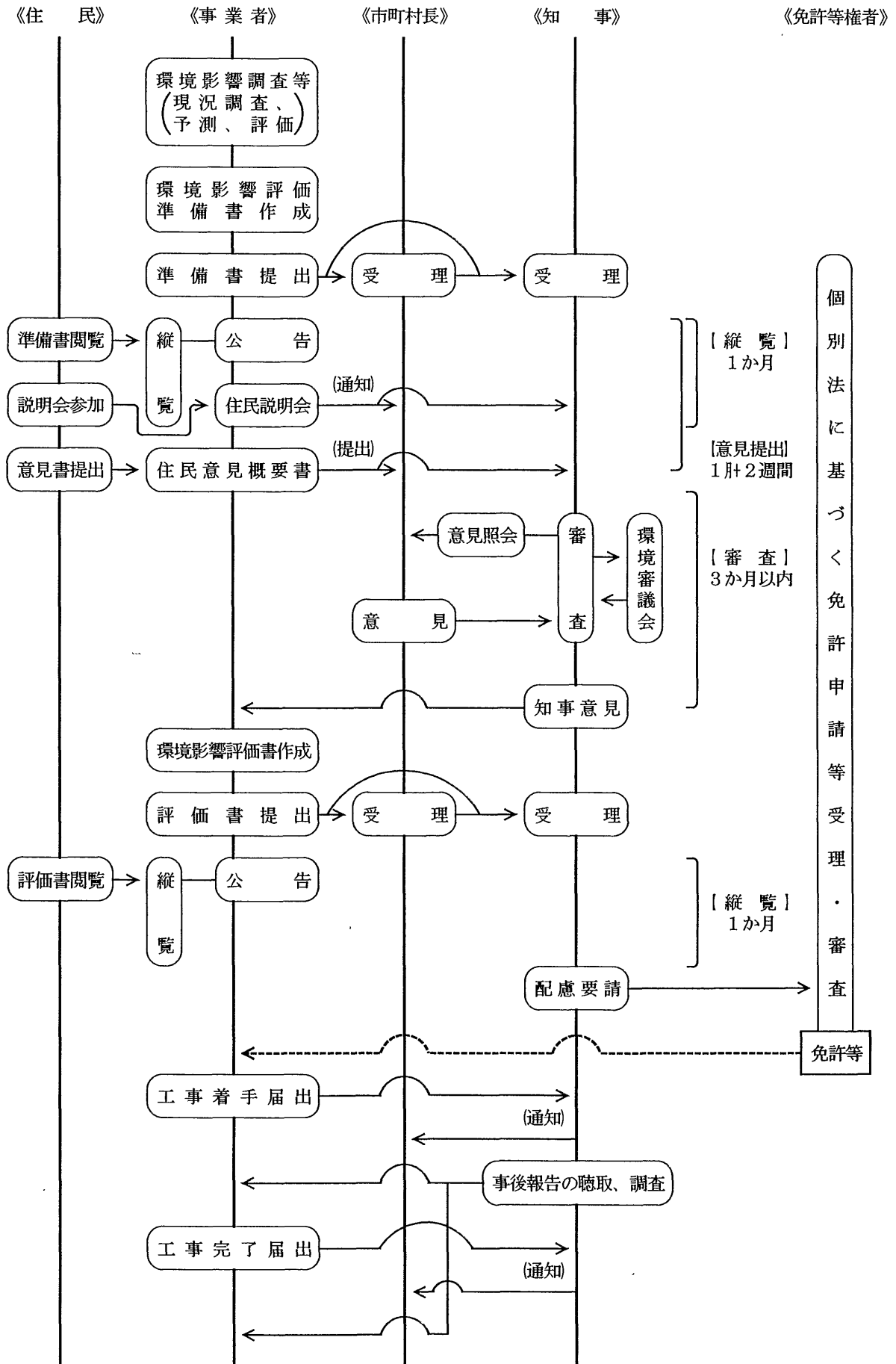


表 3-5-6 環境影響評価等審査業務内訳（平成9年度）

環 境 影 響 評 価	閣 議 決 定	・ 福井都市計画森田北東部土地区画整理事業に係る環境影響評価審査	1
		・ 福井都市計画森田北東部土地区画整理事業に係る環境影響評価審査	1
環 境 影 響 評 価	個 別 法	・ 総合保養地域整備法に基づく基本構想の変更に係る環境影響評価審査	1
		・ 公有水面埋立法に基づく知事免許に係る環境影響評価審査	7
合 計			10

表 3-5-7 環境影響評価等審査件数の推移

年 度		4	5	6	7	8	9	
環 境 影 響 評 価	県 環 境 影 響 評 価 要 綱	飛行場		1				
		工業用地造成				1		
		発電所				1*		
		廃棄物処理施設				1		
		レクリエーション施設 ダムなどその他の事業					1	
	閣 議 決 定	道路	1				1	
		土地区画整理事業 鉄道などその他の事業			1			2
	省 庁 通 達	電源開発				1*		
	個 別 法	港湾計画					1	
		公有水面埋立	1	1	5	3	5	7
総合保養地域基本構想							1	
小 計		2	2	6	7	8	10	
計画策定等に係る環境配慮		3	3	3	19	8	4	
許認可等に際しての環境配慮指導		75	72	56	112	131	117	
そ の 他		11	9	14	11	17	13	
合 計		91	86	79	149	164	144	

*：同一事業

(4) 環境影響評価の実施に必要な情報の充実

環境影響評価の実施に際して、事業者による適切な環境影響評価の実施や住民等の適切な意見の形成などのために、行政による環境情報の収集・提供が重要となる。

このため、県では、環境影響評価を支える基盤の整備の一環として、環境影響評価に関連した情報を、環境白書や各種報告書等の印刷物、「みどりネット」（インターネット、パソコン通信）などを通じて提供している。

（第3部第5章第1節参照）

(5) 環境影響評価制度の見直し

国では、中央環境審議会の答申を踏まえて、従来の要綱に比べて制度を充実させた環境影響評価法を平成9年6月に公布し、平成11年6月12日から施行することとなった。

環境影響評価法の主な特徴

- 対象事業の拡大
- 事業規模に満たない事業であっても環境影響評価の実施の必要性を個別に判定する仕組み（スクリーニング）の導入
- 早い段階から手続が開始されるよう、調査の方法について意見を求める仕組み（スコーピング）の導入
- 意見提出者の地域限定を撤廃し、意見提出の機会を方法書段階と準備書段階の2回設けるなど、住民参加の機会の拡大

本県においても、国が法制化したことを踏まえ、平成10年8月10日に、環境影響評価制度の見直しについて福井県環境審議会に諮問し、12月8日に、同審議会から知事に答申が行われている。県では、この答申を踏まえ、環境影響評価制度の条例化を行うこととし、平成11年3月16日、新たに「福井県環境影響評価条例」を制定している。（平成11年6月12日施行予定）

3 公害防止協定

公害防止協定は、地域の状況や個別の企業の内容に応じたきめの細かい環境保全対策を盛り込むことができ、法令や条例による一般的な規制を補完するものとして有効な手段である。

(1) 協定締結の促進

本県では、福井県公害防止条例第53条で「事業所は、県または市町村から公害防止協定の締結について申出を受けたときは、その申出に応じなければならない。」旨を規定しており、県は、臨海工業団地であるテクノポート福井に立地する企業または複数の市町村にまたがる広範囲な地域に影響を及ぼすおそれのある企業について、当事者として協定の締結を進めている。

協定の内容としては、企業の操業形態等の条件に応じたきめ細かい個別的な公害防止対策を規定するとともに、立入調査や公開の原則、住民に損害を与えた場合の無過失損害賠償責任についても規定を設け、公害防止対策の実効性の担保などを図っている。

平成9年度中に県が新たに締結または改正した協定数は13件であり、これまでに締結した公害防止協定数は計63件となっている。（資料編表8-4）

また、多くの市町村においても、公害防止対策に関する公害防止協定や自然環境、農薬使用等の環境保全対策に関する環境保全協定を事業者と締結しており、その締結件数も年々増加している。県は、公害防止協定等の内容等について市町村から協議を受けた場合、必要に応じ指導・助言を行い、市町村における協定締結の促進を支援している。

市町村が締結した公害防止協定数は平成10年3月末現在21市町村 390件、環境保全協定数は5市町村5件となっている。（資料編表8-5）

4 経済的手法の活用

(1) 融資制度による支援

公害の発生を未然に防止するためには、公害関係法令等を遵守することはもとより、事業者自らが、工場等の公害発生源について、公害防止対策を積極的に講じていくことが必要である。

また、地球的規模での環境問題に対応するため、脱フロン化の推進、太陽熱等新エネルギーの活用、既存エネルギーの有効活用など、環境保全に向けての積極的な取組みが期待されている。

本県では、これらの資金需要に柔軟に対応するため、平成6年に定めた「福井県中小企業環境保全対策資金融資要綱」により、公害防止施設等の整備促進および生活環境の保全に向けての事業者の積極的な取組みの促進を図っている。

この制度の概要は以下のとおりである。

- | | | |
|---|----------|--|
| ① | 融資対象者 | 県内において引き続き1年以上同一の事業を営んでいる中小企業者 |
| ② | 融資対象経費 | 公害防止に必要な機械設備および工場移転のための建物等を取得するために必要となる設備資金（別に定める）
環境保全に必要な機械設備を取得するために必要となる設備資金（別に定める） |
| ③ | 融資の条件 | |
| | ア 融資限度 | 原則として、100万円以上3,000万円以内で、かつ、所要事業資金の80%以内 |
| | イ 融資期間 | 7年以内（据置期間1年以内を含む） |
| | ウ 融資利率 | 年2.0%（平成10年12月9日現在） |
| | エ 保証料率 | 年0.7%（保証料は県が補給） |
| | オ 担保・保証人 | 県信用保証協会の定めるところによる |
| | カ 取扱金融機関 | 県信用保証協会が約定を締結している金融機関であって、知事に別に指するもの |

また、この福井県中小企業環境保全対策資金制度のほか、公害防止のための融資制度がある。（資料編表8-6）

(2) ゴミの有料化、課徴金、デポジット制度

ごみ処理手数料の有料化については、減量化の効果は期待でき、賛成であるという意見がある一方で、不法投棄を誘発するおそれがあるという反対意見があるところである。

また、課徴金制度やデポジット制度については、「福井県ごみ減量化・リサイクル日本一推進計画検討会議」において、リサイクルの推進に効果的であるという意見も出されたが、全国レベルで取り組むべきであるとの意見もあるところである。

これら経済的手法については、検討すべき課題も多いことから、今後も継続して検討を進めていく必要がある。

第3節 調査研究の推進

(1) 環境の将来の予測のための調査、研究の充実

環境基準の達成状況を把握するため、大気汚染の状況や公共用水域の水質汚濁の状況等を常時監視するとともに、発生源の監視調査を実施している。これらの結果に基づいて、公共用水域における類型指定計画や大気観測局の適正配置計画等の策定を行い、環境保全政策を適正に実施することとしており、今後とも、環境の状況把握や将来予測をするためのシミュレーション技法の開発など、調査・研究の充実に努める。

(2) 地球環境問題に関する調査・研究の推進

県では、昭和48年度から、酸性雨モニタリング調査、土壌・植生モニタリング調査等を独自に実施している。今後も、酸性雨による生態系への影響など、時間的広がりを持つ地球環境問題に関する基礎的データについて、国等の機関と連携しながら、調査・研究を進めていく必要がある。さらに、平成7年度からは、環境庁が進めている全国酸性雨調査に参画し、「国設越前岬酸性雨測定所」において調査を実施している。また、夜叉ヶ池（今庄町）においても、環境庁の委託を受けて、平成6・10年度に酸性雨による陸水への影響を調査している。

(3) リモートセンシング等の最新技術の導入

従来からの環境監視モニタリング手法では、限定された調査地点近傍の環境状況の把握にとどまってしまうという課題がある。これに対して、環境を多面的に把握できるリモートセンシング等の最新技術が近年、注目されつつある。本県でも、リモートセンシングの技法を用いて、湖沼の水質状況の把握等に試験的に取り組んでいる。今後とも、リモートセンシング等の最新技術の導入を進めて、生活環境や自然環境等のモニタリングの充実に努めていく。

(4) 総合的な環境指標の開発

環境基本計画に定められた長期目標達成に向けて、施策の効果的な実施を図るためには、目標の達成状況や目標と施策の関係を具体的に示す総合的な環境指標が有効であると考えられる。

そこで、環境基本計画の実行や進捗状況の点検、計画の見直し等に活用していくため、総合的な環境指標の開発を進め、施策への反映に努めていく。

(5) 県の試験研究機関の共同研究体制の整備、産官学による共同研究

現在、県の試験研究機関9機関による環境技術会議が設置され、環境関連の調査研究の調整を行っている。これまで、社寺林等における杉枯れの問題や湖沼の浄化について共同研究を行ってきたところであり、今後とも、県の試験研究機関の共同研究体制の整備を図っていく。

産官学による共同研究の例として、県立大学と県環境科学センターがナホトカ号重油流出事故後の微生物を利用した重油除去や分解実験を共同して実施している。

今後とも、このような事例を踏まえて、県科学技術振興会議を通じた産官学による共同研究を進めていく。

(5) 環境と地域経済、環境と地域文化等の総合的な研究

複雑化する環境問題に的確に対応するとともに、地域環境を良好な状態で保全し、質的に高めていくには、環境の現状に関する正しい認識や問題点の把握とこれらをもとにした合理的な施策の推進が重要である。そこで、自然科学はもとより、社会・人文科学の分野を含めた学際的な観点から、環境と地域経済、環境と地域文化の関係などについて、総合的な研究に取り組む先進的な自治体がみられており、本県においても、今後、このような視点に立った研究体制の充実を図って行くことが大切である。